

過去において把握した検査検定制度の一覧

(平成14年8月1日現在)

所管省名	検査検定制度名
総務省 〔14制度〕	無線局の検査、無線設備機器の検定、技術基準適合証明、搬送式インターホン・一般搬送式伝送装置・特別搬送式デジタル伝送装置・超音波洗浄器・超音波加工機又は超音波ウェルダの型式の指定、無線設備等の点検に使用する測定器等の検査、電気通信設備の技術基準適合確認、端末機器技術基準適合認定、端末機器の設計についての認証、端末設備基準適合認定、製造所等の検査、検定対象機械器具等の検定、石油パイプライン事業用施設の検査※、事業所の新設又は変更の確認※、特定防災施設等の設置の検査
文部科学省 〔8制度〕	原子炉施設の検査※、核燃料物質の使用施設等の検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、放射性同位元素の使用施設等の検査、放射性同位元素装備機器の機構確認、放射性同位元素等に係る運搬物確認※、教科書の検定
厚生労働省 〔14制度〕	病院等の構造設備の検査、理容所の使用前の確認、美容所の使用前の確認、クリーニング所の使用前の確認、製品検査、獣畜のとさつ又は解体検査、専用水道布設工事の設計の確認、簡易専用水道の管理についての検査、医薬品、医療用具の検定※、新規化学物質の届出に基づく審査※、食鳥検査、特定機械等の検査、小型ボイラー等の個別検定、プレス機械等の型式検定
農林水産省 〔13制度〕	農産物の検査、漁船の工事完成後の認定、漁船登録票の検認、種畜検査、飼料等の検定、指定検疫物等の検査、医薬品の検定※、肥料の銘柄の登録、農機具の検査、輸出入植物等の検査、種苗の検査、農薬の登録、輸入する指定動物の感染症の検査
経済産業省 〔32制度〕	特定計量器の検定、基準器検査、計量証明検査、航空機の製造・修理の確認、航空機用機器の製造証明、特別特定製品の適合性検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、導管の使用前検査、電気工作物の検査、燃料体の検査、特定電気用品の適合性検査、ガス工作物の使用前検査、特定ガス用品の適合性検査、高圧ガス製造施設等の検査、輸入高圧ガスの検査、容器検査※、附属品検査※、液化石油ガス貯蔵施設等の検査、液化石油ガス充てん設備の検査、特定液化石油ガス器具等の適合性検査、火薬類の製造施設等の検査、機械器具等についての性能検査、坑内用品の検定、事業所の新設又は変更の確認※、新規化学物質の届出に基づく審査※、加工施設の検査、再処理施設の検査、廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認、特定廃棄物管理施設の検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、原子炉施設の検査※
国土交通省 〔55制度〕	自動車道の検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、船舶の総トン数測度、小型船舶の総トン数測度、小型漁船の総トン数の測度、船舶の国際総トン数測度、船舶検査、危険物の積付検査、危険物のコンテナへの収納検査、液状化物質の積付け検査、海洋汚染防止設備等の検査、焼却設備の検査、ふん尿処理装置等の検定、気象測器の検定、航空機の耐空証明、航空機装備品の予備品証明、飛行場又は航空保安施設の検査、運航管理施設等の検査(本邦航空運送事業者)、運航管理施設等の検査(航空機使用事業者)、特定救急用具の検査、模擬飛行装置等の認定、容器検査※、附属品検査※、鉄道施設の検査、鉄道車両の確認、索道施設の検査、軌道の運輸開始に係る検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質運搬の安全確認※、放射性同位元素等の運搬の安全確認※、自動車検査、検査対象外軽自動車等の型式認定、原動機付自転車用原動機の型式認定、自動車ターミナルの検査、許可工作物の完成検査、工事の完了検査、開発行為に関する工事の完了検査、耐火構造の認定、準耐火構造の認定、防火構造の認定、不燃材料の認定、耐火建築物に設ける防火戸等の認定、準耐火建築物に設ける防火戸等の認定、屋根の構造の認定、外壁で延焼のおそれのある部分の構造の認定、大規模木造建築物等の屋根の構造の認定、長屋等の各戸の界壁・構造の認定、し尿浄化槽の構造の認定、基礎等に使用する建築材料の適合認定、建築物の確認・検査、建築設備の確認・検査、型式適合認定、煙突等の工作物及び昇降機等の確認・検査、製造施設等の工作物の確認・検査、工場生産浄化槽の型式の認定
環境省 〔4制度〕	浄化槽の検査、一般廃棄物処理施設の検査、産業廃棄物処理施設の検査、新規化学物質の届出に基づく審査※
計	126制度〔140制度〕

- (注) 1 「検査検定制度に関する政策評価」(平成16年4月)による。
 2 ※印を付した検査検定制度は、他府省との共管に係るものである。
 3 検査検定制度の実数は126制度であるが、他府省との共管となっているものがあるため、本表の検査検定制度の総数は〔 〕内の140制度となる。

過去において把握した資格制度の一覧

(平成15年1月1日現在)

所管府省名	資格制度名
内閣府〔1制度〕	消費生活専門相談員
金融庁〔2制度〕	公認会計士、外国公認会計士
総務省〔8制度〕	無線従事者、電気通信主任技術者、工事担任者、行政書士、危険物取扱者、消防設備士、防火管理者、消防設備点検資格者
法務省〔6制度〕	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、申請取次者、公証人
財務省〔2制度〕	税理士、通関士
文部科学省〔8制度〕	技術士、原子炉主任技術者※、放射線取扱主任者、教育職員、司書、学校図書館司書教諭、学芸員 社会教育主事
厚生労働省〔138制度〕	精神保健福祉士、外出介護員（ガイドヘルパー）、医師、臨床検査技師、診療放射線技師、衛生検査技師、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、義肢装具士、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護師等確保推進者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、患者等の食事の提供の業務の受託責任者、救急救命士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、建築物環境衛生管理技術者、クリーニング師、管理美容師、管理美容師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者、貯水槽清掃作業監督者、防除作業監督者、統括管理者、ダクト清掃作業監督者、ダクト清掃作業従事者、水道技術管理者、清掃作業従事者、貯水槽清掃作業従事者、排水管清掃作業監督者、排水管清掃作業従事者、防除作業従事者、食品衛生管理者、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、薬剤師、向精神薬取扱責任者、毒物劇物取扱責任者、医療用具等の製造（輸入販売）の責任技術者、医療用具等の外国製造承認の国内管理人、医療用具販売（賃貸）管理者、医療用具の修理業の責任技術者、社会福祉士、介護福祉士、身体障害者ヘルパー、障害児・知的障害者ホームヘルパー、精神障害者ヘルパー、難病ホームヘルパー、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、訪問介護員、受胎調節実地指導員、保育士、年金数理人、社会保険労務士、勤労青少年福祉推進者、ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士、発破技士、潜水土、林業架線作業主任者、ガス溶接作業主任者、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、衛生管理者、木材加工用機械作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、コンクリート破砕器作業主任者、地山の掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者、ずい道等の掘削等作業主任者、ずい道等の覆工作業主任者、採石のための掘削作業主任者、はい作業主任者、船内荷役作業主任者、型わく支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、鋼橋架設等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者、コンクリート橋架設等作業主任者、ボイラー据付工工作業主任者、普通第一種圧力容器取扱作業主任者、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者、鉛作業主任者、四アルキル鉛等作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者、ガス溶接技能講習修了者、フォークリフト運転技能講習修了者、ショベルローダー等運転技能講習修了者、車両系建設機械運転技能講習修了者、不整地運搬車運転技能講習修了者、高所作業車運転技能講習修了者、玉掛技能講習修了者、ボイラー取扱技能講習修了者、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、救護に関する技術的事項を管理する者、安全管理者、衛生工学衛生管理者、安全管理士、衛生管理士、技能士、職業訓練指導員、障害者職業生活相談員
農林水産省〔12制度〕	農業協同組合監査士、水産業協同組合監査士、森林組合監査士、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、調教師（中央競馬）、調教師（地方競馬）、騎手（中央競馬）、騎手（地方競馬）、飼料製造管理者、土地改良換地士
経済産業省〔34制度〕	情報処理技術者、弁理士、砂利採取業務主任者、採石業務管理者、航空工場検査員、計量士、高圧ガス製造保安責任者、液化石油ガス設備士、エネルギー管理士、電気主任技術者、電気工事士、ガス主任技術者、ガス消費機器設置工事監督者、火薬類取扱保安責任者、火薬類製造保安責任者、競輪選手、競輪審判員、小型自動車競走選手、小型自動車競走審判員、ダム水路主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動

所管府省名	資格制度名
	監視者、特定高圧ガス取扱主任者、保安技術職員、深海底鉱山保安技術職員、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者、充てん作業員、中小企業診断士、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者※
国土交通省 〔75制度〕	油濁防止管理者、有害液体汚染防止管理者、溶接工、水先人、船舶料理士、救命艇手、衛生管理者、主任技術者、海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）、海技士（電子通信）、小型船舶操縦士、耐空検査員、操縦士、航空士、航空通信士、航空機関士、航空整備士、航空工場整備士、運航管理者（航空）、運航管理者（海上）、操縦教育証明、計器飛行証明、航空運航整備士、動力車操縦者、海事代理士、海事補佐人、旅行業務取扱主任者、旅程管理者のうち主任、通訳案内業、地域伝統芸能等通訳案内業、地域限定通訳案内業、検数人、鑑定人、検量人、整備管理者、自動車整備士、整備主任者、タクシー運転者、運行管理者（旅客自動車）、運行管理者（貨物自動車）、索道技術管理者、気象予報士、認定機長、指名査察操縦士、不動産鑑定士、土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、解体工事施工技士、浄化槽設備士※、宅地建物取引主任者、測量士・測量士補、管理業務主任者、安全担当者、衛生担当者、危険物等取扱責任者、自動車検査員、消火作業指揮者、倉庫管理主任者、設計者資格（宅地造成等規制法に基づく）、設計者資格（都市計画法に基づく）、特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者、管理主任技術者（ダム）、建築士、建築設備士、監理技術者資格者証の交付を受けている者、土地区画整理士、マンション管理士
環境省 〔11制度〕	狩猟免許、臭気測定業務従事者（臭気判定士）、環境カウンセラー、浄化槽設備士※、廃棄物処理施設技術管理者、浄化槽管理士、浄化槽技術管理者、浄化槽検査員、特別管理産業廃棄物管理責任者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※
計	11府省 293制度〔297制度〕

- (注) 1 「「国家資格」及び「民間技能審査事業認定制度による資格」に関する質問主意書」に対する答弁書（平成15年4月15日）による。
- 2 ※印を付した資格制度は、他府省との共管に係るものである。
- 3 資格制度の実数は293制度であるが、他府省との共管となっているものがあるため、本表の資格制度の総数は〔 〕内の297制度となる。